


■CPE指定記事についてご案内

CPE指定記事とは、毎月お届けしている会計・監査ジャーナルとJICPAニューズレターに掲載の記事のうち、CPEマークを付した記事のことです。CPE指定記事による研修は自己学習として1事業年度につき40単位まで履修し申告できます。

なお、CPE指定記事には有効期間がありますのでご注意ください。

指定記事マーク： **CPE**

履修単位：CPE指定記事の末尾に記載

申告方法：電子申告又はFAX申告(随時申告書第一号用紙CPE指定記事専用)による。いずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要。

単位の上限：1事業年度に履修し申告できるCPE指定記事の単位の上限は40単位(ただし、自己学習全体でも40単位が上限)



対象となるCPE指定記事：申告事業年度及び前事業年度中に指定されたCPE指定記事

■平成30年度に対象となるCPE指定記事

- ・会計・監査ジャーナル：2017年(平成29年)5月号～2019年(平成31年)4月号
- ・JICPAニューズレター：2017年(平成29年)5月号～2019年(平成31年)4月号

- CPE指定記事の教材コードは、記事ごとの個別の管理番号です。FAX申告の場合は、随時申告書第一号用紙(CPE指定記事専用)の教材コード欄に必ずご記入ください。
- 「★Web」を付した記事は、誌面では要約版の掲載となっております。全文は、JICPAウェブサイト(<http://www.jicpa.or.jp>)からダウンロードできます。
- 東京会業務資料集第57号の記事もCPE指定記事となります。教材コード・履修単位数は同資料集に記載していますので、そちらをご覧ください。

■「必須研修科目」該当教材のご案内

「職業倫理」、「税務」及び「監査の品質及び不正リスク対応」が必須研修科目となっています。

- 「必須研修科目」に該当する教材は、CPEONLINE (<http://cpe.jicpa.or.jp>) に掲載しておりますので、ご参照ください。
- 履修は、専門書等による自己学習も認められます。

●公認会計士としての業務に従事する全会員：「職業倫理」2単位及び「税務」2単位の履修及び申告が必須

加えて

●法定監査業務に従事する会員：「監査の品質及び不正リスク対応」6単位の履修及び申告が必須(うち2単位以上は不正事例に該当する研修)

■集合研修CD-ROMの取扱いについて

平成29年度最終日(平成30年3月31日)までにお手元に到着した集合研修CD-ROM教材のうち、履修及び申告がお済みでない教材については、**平成31年度から暗号入力による申告ができなくなります。**

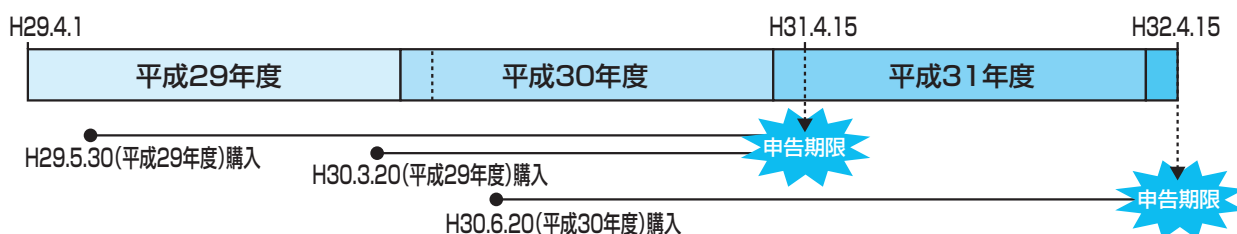
平成30年度中に履修及び申告をお願いします。

※次のCD-ROMは、暗号入力による申告はできません。(自己学習として申告することはできます。)

- ・平成22年3月号以前のCPEレターに同封し、無料配布した職業倫理CD-ROM及び平成22年度に希望者のみに無料配布した職業倫理CD-ROM
- ・平成27年2月号及び3月号の会計・監査ジャーナルと併せて無料配布した税務CD-ROM
- ・平成28年3月号の会計・監査ジャーナルと併せて無料配布した職業倫理CD-ROM

平成29年4月1日以降に購入した集合研修CD-ROMの暗号入力による申告有効期限は、購入した事業年度を含め2事業年度までです。

■購入日と暗号入力による申告有効期限(例)



注) 暗号入力による申告期限を過ぎた集合研修CD-ROMは、専門図書の読書等の自己学習としてご申告ください。

<申告方法> FAX申告は第二号用紙、電子申告は「上記以外の自己学習」を選択し、200字程度の概要を記載して申告

<履修単位> 2時間につき1単位として計算

■ eラーニングで今すぐ研修

販売中の集合研修CD-ROMと同じ内容をeラーニングで研修できます。

料金は集合研修CD-ROM価格の約3分の2。集合研修CD-ROMより断然便利です。

eラーニング教材のご利用(購入・閲覧・申告)期間は販売を開始した事業年度及び、翌事業年度末までの2事業年度となります。

そのため、平成29年度に販売を開始したeラーニング教材のご利用は、平成30年度末をもって終了となります。

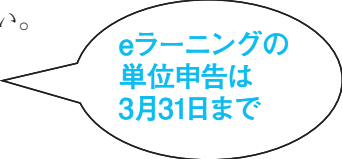
●CPE履修単位は研修会及び集合研修CD-ROMの履修単位と同じです。

●申告は、研修終了後、暗号文字を入力して、[OK] ボタンをクリックするだけ。

200字の概要の入力も不要です。

注) CPE履修単位は、教材内すべての、暗号判定に正解した時点の年度で登録されますのでご注意ください。

例) H31.3.31に申告(正解) →30年度に登録
H31.4.1に申告(正解) →31年度に登録



eラーニングの
単位申告は
3月31日まで